

Title	田中孝彦著 『日ソ国交回復の史的研究：戦後日ソ関係の起点：1945～1956』
Sub Title	Takahiko Tanaka "Soviet-Japanese normalization, 1945-1956 : a history"
Author	小澤, 治子(Ozawa, Haruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.10 (1994. 10) ,p.129- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

果を期待したい。

(名古屋大学出版会、一九九四年)

浦野起夫

田中孝彦 著

『日ソ国交回復の史的研究』

——戦後日ソ関係の起点:1945～1956——』

一

ロシアの内外情勢が注目を集めている昨今であるが、昨年(一九九三年)刊行された『日ソ国交回復の史的研究』は、日ロ間の領土問題について様々な角度からあらためて考えさせる内容であった。本書の著者、田中孝彦氏は、一橋大学での研究生活を経て一九九〇年ロンドン大学に本書の元となった博士学位論文を提出した。以下本書の内容を紹介しつつ、その刊行の意義と今後に残された課題について考察を行いたい。

二

本書は全体で八つの章と終章から成り立っており、一九四五年の第二次大戦終結時から五六年の日ソ国交回復までの時期を扱っている。まず第一章「サンフランシスコ講和条約と日ソ領土問題の起源」では、対日講和をめぐる米英の立場の相違が領土問題を基軸に考察される。戦争終結当時からアメリカがヤル

タ協定の形骸化をはかろうと努めていたのに対して、イギリスはヤルタ協定の有効性を認める立場を貫いていた。イギリス政府は、千島列島と南樺太のソ連への譲渡は当然実行されるべきであり、また極東情勢安定化のためにも日ソ間の領土問題が厳密な規定によって処理される必要があると考えていたのである。こうして講和会議が間近に迫った一九五一年五月、米英共同による対日講和条約草案が発表される。しかし、その草案には「日本が千島列島と南樺太、そしてそれに近接する諸島をソ連に譲渡する」ことを定めたイギリス案の内容が採用されてはいないものの、他方ソ連の講和会議不参加、条約調印拒否をすでに前提として、領土条項は講和条約に調印しなかった国には適用されないというアメリカ案に含まれる原則が確認されていた。要するに、内実においてはイギリス側が譲歩し、アメリカの主導権の下で対日講和が進められる結果となったのである。なぜイギリスは譲歩したのであるか。著者は、たとえアメリカ案を受け入れたとしても、日本が島々に対する主権を放棄し他方ソ連がそれらの島を実効支配している以上、ソ連の側は千島と南樺太に対する法的主権を獲得できるというイギリス外務省の見解を紹介する。さらに中国問題に関して米英の立場の相違がきわめて深刻であり、この問題が日ソ間の領土問題をめぐる米英双方の立場に影響を及ぼしたことを示唆しているのである。

第二章「戦後日ソ関係の始動」では、講和条約締結後の吉田内閣における日ソ関係が概観される。吉田内閣は対ソ外交関係

樹立に消極的であったが、ソ連の側は特にスターリン死後の一九五三年八月に発表されたマレンコフ首相の声明に代表されるように、対日関係正常化を求める動きを活発化させてくる。一九五四年一〇月の中ソ共同声明の内容に着目する著者は、同声明発表により中ソ間の合意に基づく形で日本との国交回復が提唱されていること、また声明には日米関係の修正を求めるような言及がみられないことを重視している。

一九五四年二月鳩山内閣が誕生し、翌五五年二月四日、日本政府は日ソ国交回復交渉開始を閣議決定する。第三章「日ソ国交回復交渉への道」では、日本政府の対ソ交渉方針を示す政策文書として従来から話題を集めてきた「訓令一六号」について、詳細な検討が行われている。ところでこの「訓令一六号」をめぐっては、その存在自体を否定する者もある。しかし「最近アメリカ政府の公文書が公開されるに至って、この訓令の内容とはば一致する交渉方針が國務省側に伝達されていたことが判明した(九六頁)」という著者の説明には説得力がある。さてこの「訓令一六号」は、従来から明らかにされていた通り抑留者の送還問題と領土問題を特に重視する内容であり、少なくとも齒舞、色丹の返還と抑留者の送還について合意されない限り、ソ連との間に平和条約を締結することはないとしている。ここで齒舞と色丹の返還がソ連に対する絶対的な要求条件であったのに対して、千島列島と南樺太については場合によっては日本がソ連に譲歩できる、いわば優先順位の低い条件に他ならなかった。

しかし著者は同時に、仮に日本政府が蘭舞、色丹の返還という条件のみで交渉を妥結しなければならなかったような場合、千島、南樺太の扱いはどうするかについての結論は、現段階での日本側資料の公開状況では断定できないと述べる。もう一つ重要な点は、日本側の交渉目標は平和条約の締結による国交回復であったが、もし日ソ両国が懸案の解決にいたらなかった場合果たしていかなる選択を行うべきかについても、あいまいな性格を残したままであり、これは日本政府内部の対ソ政策をめぐる不一致の反映に他ならなかったのである。

ところで日ソ国交回復をめぐるアメリカ、イギリスの立場はどのようなものであったのだろうか。すでに第三章で、日ソ国交回復そのものには反対でないが、日ソ間の外交関係樹立が日中関係緊密化につながることを最も懸念していたという英米両国政府の立場が明らかにされている。続いて第四章「第一次ロンドン交渉（一）」では、イギリス政府はもとより、アメリカも領土問題をめぐり日本の立場とは一線を画していたことが示される。日ソ交渉開始の時点ではアメリカも、原則的に交渉には介入しない方針であった。また蘭舞、色丹については日本の返還要求を支持していたものの、千島と南樺太をめぐることは、ソ連側がこれらの島の主権を獲得していないとはいえず、日本もまた領土に対する主権を放棄した国であるという認識を示していた。また当時対ソ戦略上沖縄の継続的占領を意図していたアメリカは、ソ連により千島と南樺太の対日返還が行われた場合

には、沖縄の施政権を日本に返還しなければならなくなる事態が生じることを強く恐れていたのである。

日ソ国交回復交渉は一九五五年六月一日、日本側松本俊一全権、ソ連側ヤコブ・マリク全権により開始をみる。周知のように八月九日、マリクは蘭舞、色丹の返還について言及し、日本に対する譲歩の姿勢を示した。しかし、これに対し日本政府は「追加訓令」を明らかにし、日ソ平和条約締結の条件として蘭舞、色丹の無条件返還に加え、南千島（国後、択捉）の返還、さらに北千島、南樺太の帰属については国際会議を開催して決定するという新たな条件を明らかにしたのである。第五章「第一次ロンドン交渉（二）」で示されたこの「追加訓令」をめぐる著者の見解は興味深い。すなわち「追加訓令」は、ソ連側の譲歩に対応して日本側が最小限の譲歩を示したものであるという。著者は、日本はそれまで蘭舞、色丹に加えて千島列島と南樺太の返還を要求していたが、この「追加訓令」によって国後、択捉の返還要求については明示したものの、北千島と南樺太の扱いは将来開催されるべき国際会議の決定にゆだねられることになり、結果的に日本政府は対ソ譲歩を示したのだと評価する。つまり著者によれば、この訓令は「追加訓令」ではなく、全千島と南樺太返還要求から南千島のみを返還要求へと日本側の姿勢の後退を意味する内容に他ならないのである。この見解をめぐる評者の立場は、後に明らかにしたい。なお著者はこの章の中でもアメリカ、イギリスの立場について言及している。イ

ギリスが日ソ国交回復を極東情勢の安定化に寄与するものであると積極的に評価し、交渉に対する不介入の方針を堅持していたことは、特に意外ではない。さらにはアメリカも日本の鹵舞、色丹返還要求については支持していたものの、他の島々の扱いをめぐっては静観の態度を変えていなかった。この段階にいたってもなお、アメリカは日本の領土要求とは一定の距離を保っていたのである。

さて第一次ロンドン交渉は、日本政府の「追加訓令」の後停滞し、中断にいたる。その後一九五六年三月北洋漁業をめぐるソ連側の対日圧力行使が契機となつて、四月末河野農相が訪ソし、ソ連側との間で漁業交渉を開始をみた。河野がソ連首脳との間に領土問題をめぐる「密約」をかわしたかどうかについては定かではない。しかし、結果的に河野が南千島の返還要求取り下げかと思われるような言質をソ連側に与えたことは事実であり、この漁業交渉を契機に、日本国内では「アデナウアー方式」、すなわち未解決の懸案を棚上げにして平和条約を締結せずに国交回復をはかる方式を採用しようとする機運が急速に高まっていくのである。第六章「第二次ロンドン交渉とモスクワ漁業交渉」では、この「アデナウアー方式」による解決を求める機運が高まっていく中で、領土問題をめぐる重要な方針転換を外務省首脳が行ったのではないかとこの点が検討される。著者によると交渉開始当時から「平和条約締結方式」に固執していた日本外務省は、ソ連側との交渉の推移から南千島の返還要求を

「断念若しくは緩和せざるを得ないと判断し、すでに五月中旬の時点で、鹵舞、色丹のみの返還により日ソ平和条約を締結し、国交回復をはかる方針を固めたと思われるのである。外務省によれば「アデナウアー方式」の採用は、鹵舞、色丹の返還すらも危うくするものであり、最も警戒すべき方針に他ならなかった。ゆえに重光外相らがすでに五六年五月の段階で従来の交渉方針を変更し、南千島の返還要求を取り下げたという点に著者は特に注目するのである。

このように考えると、第七章「第一次モスクワ交渉」に示される重光外相のソ連案受諾の理由もおのずと明らかになる。従来は第一次モスクワ交渉に全権として乗り込んだ重光外相が、ソ連側の強硬姿勢を前にそれまでの態度を豹変させて、鹵舞、色丹のみの返還による平和条約締結を決意したという評価が一般的であった。しかし、著者の分析によれば外務省はモスクワ交渉開始以前の一九五六年五月中旬の時点ですでに交渉方針の転換をはかつており、また転換の理由は主として「アデナウアー方式」に対する警戒感に求められるのである。

ところで日ソ交渉も最終局面を迎える中で、アメリカ、イギリスはどのような立場を示していたのであろうか。この第七章と続く第八章「日ソ共同宣言の締結」では、この問題が再び検討される。まずアメリカは、八月一九日に行われた重光外相とダレス國務長官との会談の席上、ダレスが沖繩問題と千島との関連を示唆する発言を行ったように、この段階にいたって初め

て日ソ交渉に対する介入の姿勢を明示する。さらにアメリカ政府は九月七日エイド・メモアールを明らかにし、ヤルタ協定は旧連合軍の共通目標の表現に過ぎず、領土問題の最終的な決定を示してはいないこと、サンフランシスコ講和条約で日本が放棄した島々については、それらの島の第三国に対する主権移譲の決定権を日本は保持していないこと、さらに国後と択捉は歯舞、色丹と同様にそれまで一貫して日本領土であったことを述べたのである。以上のようにアメリカは日ソ交渉の最終段階を迎えて交渉に明示的に介入すると共に、領土問題をめぐる日本の立場を積極的に支持するようになる。日ソ国交回復交渉についてのアメリカの態度は、交渉開始時に比べると大きく変化したといえよう。他方のイギリスはどうであったか。最後まで交渉に対する不介入の方針を堅持したイギリスの立場はアメリカとは好対照をなしていた。こうして交渉の最終局面にいたりイギリスは、日ソ間の領土問題をめぐる影響力を事実上失い、その後は交渉の展開過程からも大きく後退していくことになるのである。

三

本書の評価すべき点を、以下に求めることができる。第一は、アメリカ、イギリス両国政府の公開された文書に著者自身が直接あたり、それらを効果的に駆使したことにより、日ソ国交回復交渉の国際的文脈をかなりの程度明らかにし得たことである。

とりわけ国交回復交渉をめぐるイギリス政府の対応についての記述は興味深かった。第二次大戦後のイギリスの極東政策は、中華人民共和国といち早く外交関係を樹立した事実を示されるように、冷戦構造の中アメリカ外交とは一定の距離を保ち、国際政治の現状を是認するものであった。「北方領土」をソ連が支配している現実こそを重視するイギリスは、日本の対ソ領土要求が極東情勢を不安定化させることを最も懸念したのである。こうして当初の静観から積極的介入へとアメリカが日ソ国交回復交渉をめぐる立場を大きく転換させたのに対し、イギリスは一貫して不介入の姿勢を貫き、米英の立場は好対照をなすことになった。以上の点からも我々が冷戦の時代に（あるいは今日においても）、不用意に使用することの多かった「西側」という概念について、本書は日ソの領土問題を軸に貴重な問題提起を行っている。

日ソ国交回復交渉の国際的文脈との関連で評価すべき点の第二は、本書が米ソの冷戦構造の中で日ソ国交回復交渉を位置づけようと積極的に試みたことである。もちろんそれ自体は別に新しい試みではない。しかし、アメリカのかかえる対日領土問題（奄美大島、沖縄）と日ソ間の領土問題が早い時期からリンクしていたことに注目する著者は、終章の中で「日ソ領土問題は、日本のナショナルリズムを米ソが自らの方向へと誘導しようとする争いの文脈のなかで位置づけることが可能であろう（三一七頁）」と指摘しており、これは興味深い視点であろうと思われる。

評価すべき第三の点は、やはり日ソ国交回復交渉における重光外相の役割をめぐる記述であろう。本書の内容紹介の箇所でも触れた通り、従来は第一次モスクワ交渉の際に重光外相はそれまでの強硬姿勢を豹変させて歯舞、色丹の二島返還による交渉妥結を決意し、その動機は彼の政治的野心に基づくものであると説明されることが多かった。しかし、評者自身もこうした説明が必ずしも十分な説得力を持つとは考えていない。本書の著者は、重光外相など外務省首脳がすでに一九五六年五月漁業交渉が終了した時点で二島返還による交渉の妥結を決意していたこと、またこの問題は国交回復の方式、すなわち「平和条約方式」対「アデナウアー方式」の図式で理解すべきことを指摘する。残念ながら現段階の日本側資料の公開状況では、著者の論証が十分説得力あるものになっているとは言いが、しかし、日ソ国交回復が「アデナウアー方式」でなされた結果、国交回復後三八年を経た今日においても依然として日ソ間（日ロ間）の平和条約は締結されず、歯舞、色丹すらも返還されていない現状を考える時、著者の重光評価にはとりわけ興味深いものがあるといえよう。

以上評価すべき点と共に、いくつかの疑問点、また今後に残された課題について挙げておきたい。第一の問題点は、一九五五年八月の日本政府による「追加訓令」の性格である。内容紹介でも触れた通り、著者によればこの訓令は「追加訓令」などではなく、それまでの歯舞、色丹と全千島、さらには南樺太の

返還要求から、歯舞、色丹と南千島のみを返還要求への日本側の譲歩に他ならないことになる。しかし、「訓令一六号」の記述の中で著者自身も述べているように、交渉開始当初日本政府は歯舞、色丹についてはソ連に対し絶対要求すべき条件として挙げていたが、他の領土については譲歩できるものとしていた。すなわち南千島（国後、択捉）は歯舞、色丹に比べて優先順位の低い要求条件に他ならなかったのである。にもかかわらずその南千島の優先順位が上がった「追加訓令」を日本政府の譲歩とみなすというのはどういう理由に基づくのであろうか。

問題点の第二は、この五五年八月の「追加訓令」を当時の日本の内政の中でどのように位置づけるかについてである。すでに従来の研究の中でも明らかにされているように、対ソ強硬姿勢を貫く自由党との合同の動きをみせていた民主党にとって、歯舞、色丹のみの返還によって平和条約を締結するというソ連側提案を受け入れることは不可能であった。著者はこの日本側新提案は「保守合同の達成に寄与することを一つの理由として」重光と外務省幹部が作成したものであったが、「重光の手を離れ、独り歩きし始め」、「与党の公式の政策」となったと説明する。

著者の説明自体は興味深い。しかし、残念ながらこの問題をめぐる日本側の重要な資料がほとんど公開されていないこともあり、著者の説明が核心をつくまでにはいたっていないのである。第三の問題点は、対日講和をめぐる米、英の立場についての記述である。すでに述べたように日ソ間の領土問題をめぐるア

メリカとイギリスの立場には大きな開きがあり、イギリスの側が結果的に譲歩することとなった。なぜイギリスは譲歩したのか。著者は日ソ間の領土問題についてのイギリス外務省の立場を紹介し、またこの問題と中国問題との関連を示唆する。しかし実際に、日ソの領土問題と講和会議における中国代表権問題をめぐって、米英間でどのような政治的駆け引きが行われたのであるうか。評者は、この第一章は本書の中でも特に力作であり、読みごたえのある部分であったと考えている。それだけにこの問題については、もう少し「読んでみたい」という要求を仰えることができなかった。

さて、本書は第二次大戦後のソ連の対日政策を主要テーマとしたものではない。またソ連、ロシアの資料の公開はベレストロイカを経た今日においてもなお一定の限界があり、利用できる機会も限られている。その意味でソ連の対日政策を主軸に据えた日ソ関係研究は、まさに今後の課題に他ならない。その点を踏まえた上で、問題点の第四を指摘したい。本書は第二章でサンフランシスコ講和会議後の日ソ関係について触れているが、にもかかわらずこの時期のソ連の外交、また対日政策を扱ったソ連側からの研究文献がほとんど利用されていない。またこのテーマを扱った日本人の先行業績（中西治、平井友義、木村汎、斎藤元秀など）についての記述も少ない。この点は評者には納得がいかなかった。またそれに関連して、この第二章は他の章に比べるとやや物足りない印象をぬぐえなかったのである。

以上最後に若干手厳しい指摘も行ったが、本書の刊行にはやはり大きな意義があるうと考える。日本外務省は一九七六年以来第二次大戦後の外交資料の公開を始めたが、日ソ国交回復や北方領土問題に関連した資料は「国益に反する」という理由で公開を拒否している。これは日ソ、日ロ関係の研究に携わる者としては、誠に遺憾であると言わざるを得ない。しかし本書は、英米の外交記録などを駆使することによって、そうした現状の問題点をかなりの程度補うことができたのではないかと思われる。また本書の著者田中孝彦氏は評者とは同世代の研究者である。このような比較的「若い」世代の研究者が重要な問題提起を行う内容の著作を世に送り出したことに對し、評者は深く敬意を表したい。

（有斐閣、三三四頁、一九九三年九月、五、一五〇円）

小澤治子